

第5回狩野川流域委員会 議事要旨

日時：平成28年9月27日（火）15:00～17:00

場所：沼津商工会議所会館 4F 大会議室

1. 委員会の成立

- ・全7名の委員のうち、5名の委員が参加されたため、本委員会は成立しました。

2. 挨拶

- ・中部地方整備局河川部 木村河川保全管理官
- ・中部地方整備局沼津河川国道事務所 梅村事務所長
- ・狩野川流域委員会 田中委員長

3. 委員会の結果

- ・狩野川水系河川整備計画（変更案）について了承されました。
- ・事業評価については「事業継続」で了承されました。

4. 議事

(1) 第4回狩野川流域委員会での指摘に対する対応について

- ・事務局より第4回狩野川流域委員会での指摘事項とその対応について説明し、意見はありませんでした。

(2) 狩野川水系河川整備計画（変更案）について

- ・事務局より狩野川水系河川整備計画（変更案）について説明し、了承されました。その他、意見として次のような発言がありました。
- ・資料 3-1 の13ページのアユの生態に影響を与える「カワシオグサ」について、「今後の国勢調査等で現状を明らかにし、顕著な変化が見られた場合に対応策を検討していく」とのことだが、植物についての国勢調査は10年に一度なので、手遅れになることが想定され、もう少し早急な対応が必要と考える。底生生物調査の調査（5年に一度）と一緒に行うことが良いのではないか。

→調査頻度を検討する。

(3) 狩野川直轄河川改修事業の事業評価について

- ・事務局より狩野川直轄河川改修事業の事業評価について説明し「事業継続」で了承されました。その他、意見として次のような発言がありました。
- ・事業評価の説明資料では狩野川直轄河川改修事業と記載してあるが、河川整備計画に位置付けられている環境事業については審議しないのか。

→今回は改修事業についての事業評価を実施しているが、環境事業についても事業評価を行っており、今後も事業評価を行って行く。

- ・どの河川もこれから見直しといった対応をするのであろうが、これから新しい事業を進めていくのであれば、事前評価という考え方はあるのか。

→全く新しい事業を実施する場合は事前評価を新規事業採択時に実施する。狩野川直轄河川改修事業は計画の変更なので、再評価の位置づけとなる。

- ・資料 5-1 の B/C は、10 ページでは、6.7（全体事業）や 8.3（残事業）、17 ページでは 17（当面の段階的な整備）となっている。
これらの数字について、事業を続けていくための水準にあるのか確認をしたい。

→B/Cの妥当性は、1を下回ると事業を実施することが妥当ではないという判断の要素になる。

- ・B/Cが大きくなりすぎると、予定している整備が過大ととられるのではないか。

→河川については整備の目標が決まっており、必要とされる整備を行った結果としてB/Cがこのような数値になる。

- ・資料 5-1 の 18 ページの対応方針案について、誰が主体で決めるものか。整備計画を変えるのは流域委員会ではないため、「流域委員会は変更案に対して妥当と判断する」が正しいのではないか。

→対応方針（案）は事業実施者としての方針を示している。

(4) 今後の進め方について

- ・事務局より今後の整備計画変更に向けた進め方について説明し、意見はありませんでした。

以 上